

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

武蔵野市給水条例（昭和35年4月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（工事の施行） 第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が<u>法第16条の2第1項</u>の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	（工事の施行） 第6条 給水装置の新設、<u>改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事</u>は、管理者又は管理者が<u>同条第1項</u>の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。</u>	字句の改正 字句の改正 ただし書の追加
2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受</u>	2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、</u>	字句の改正 字句の改正

け、かつ、<u>工事しゅん工</u>後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 及び 4 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第36条の2 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した<u>給水装置工事</u>に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	<u>工事しゅん工</u>後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 及び 4 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第36条の2 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した<u>給水装置の工事</u>に係るものでないとき（<u>第6条第1項ただし書に規定する工事に係るものを除く。</u>）は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	字句の改正 字句の改正 字句の追加
--	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における給水装置の工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改めるほか、所要の改正をするものである。